

新型コロナウイルス感染症の影響により掲載事業が中止・延期となる場合があります。中止・延期の際は、市ホームページ、よいちメールなどでお知らせします。

本 本庁舎 湯 湯津上庁舎
黒 黒羽庁舎 体 県立県北体育館

令和2年度決算に基づく 大田原市財政の「健全化判断比率」の公表

問 財政課 本 6階 TEL (23) 8797

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の財政が健全かどうかを判断する指標として、「健全化判断比率等」を算定し、監査委員の審査を経て、議会への報告や住民に公表することが義務付けられています。この比率が基準値を超えた場合は、財政状況が健全ではないと判断され、改善策を講じて健全化を図らなければなりません。今回は、令和2年度決算に基づいて算定した「健全化判断比率等」をお知らせします。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率

(単位：%)

区分	R2	R1	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	令和2年度の結果
実質赤字比率 一般会計などにおいて、歳入が歳出に不足する場合に、この不足額(赤字額)の標準財政規模(※)に対する比率。 財政運営の悪化の度合い を示すもの。	—	—	12.54	20.0	—	歳出に対して歳入が不足する会計がなかったため算定されませんでした。
連結実質赤字比率 公営企業会計を含む全会計の歳入不足額(赤字)の標準財政規模に対する比率。 市全体の財政運営の悪化の度合い を示すもの。	—	—	17.54	30.0	—	
実質公債費比率 一般会計などにおける公債費(借入金の返済)などの標準財政規模に対する比率(過去3か年の平均)。 公債費への財政負担と資金繰りの程度 を示すもの。	6.4	7.1	25.0	35.0	—	準元利償還金(公営企業債償還財源)が大きく減少したことなどにより、前年度に比べ比率が下降しました。
将来負担比率 一般会計などが将来負担すべき実質的な負債(借入金の残高など)の標準財政規模に対する比率。 将来財政を圧迫する可能性の度合い を示すもの。	64.9	63.7	350.0	—	—	交付税算入見込額が減少したことなどにより、前年度に比べ比率は上昇しました。
資金不足比率 上水道事業などの公営企業会計において資金不足の場合に、この不足額の当該事業の規模に対する比率。 経営状態の悪化の度合い を示すもの。	—	—	—	—	20.0	歳出に対して歳入が不足する会計がなかったため算定されませんでした。

※標準財政規模：地方公共団体の一般財源(市税、普通交付税、譲与税など)の標準的な大きさを示す指標。
※実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は、赤字や資金不足ではないため、「—」で表示しています。

●対象となる会計

地方公共団体には、議会費、総務費、民生費、土木費、教育費などの基本的経費が計上されている「一般会計」と国民健康保険事業や上水道事業、下水道事業などの特定の事業を行う「特別会計」があります。健全化判断比率の算定は、特別地方公共団体である須賀川地区財産区を除くすべての会計を対象としています。さらに、那須地区広域行政事務組合、那須地区消防組合など、市が負担金や補助金を支出している団体なども比率算定の対象となります。

■健全化判断区分および取り組み

判断区分	取り組み
健全段階	①指標の公表 ②健全な財政運営の維持
早期健全化段階	①財政健全化計画の策定(議会の議決、公表、策定にあたり外部監査を受ける) ②上記計画の実施状況を議会へ報告、公表 ③早期健全化が著しく困難と認められる場合は、国、県から勧告がある
財政再生段階	①財政再生計画の策定(議会の議決、公表、策定にあたり外部監査を受ける) ②公共事業の財源としての地方債(借入金)を起すことが制限されることがある ③当該計画を推進するための特別な地方債を起すことが可能となる ④財政運営が当該計画と適合しない場合は、国、県からの勧告がある

○今後の財政運営

令和3年度は、歳入の大宗を占める市税については、世界的な流行が続く新型コロナウイルス感染症の影響による個人消費活動や企業活動の停滞が懸念されるため減少を見込んでいます。一方、歳出については、子育て支援や各種福祉関係に係る義務的経費が引き続き増加し、また、新型コロナウイルス感染症への対応に係る臨時的経費の発生が見込まれています。

歳出に対し、不足する歳入については、市の貯金である基金の取り崩しや、国や金融機関などからの借入金である地方債の発行により対応することとしています。

健全化判断比率から判断される本市の令和2年度末の財政状況は、法律の定める「早期健全化基準」は下回っているものの、今後も将来負担比率の上昇が予想されるため、徹底した歳入確保、歳出削減に取り組むとともに、計画的な財政運営に努めていきます。

マイナンバーカードをお持ちでない方へ

メリットいっぱい、マイナンバーカード

問申 市民課

本 2階

TEL (23) 8752

マイナンバーカード(個人番号カード)は、社会保障・税に関するオンライン申請や、住民票の写しや所得証明書などの各種証明書のコンビニ交付を利用する際に必要なカードです。
また、今後は健康保険証としての利用や、運転免許証との一体化が予定されています。



こんなときに使えます

- 本人確認の際の身分証明書
- 健康保険証として
- 運転免許証として(2024年度末予定)

オンラインサービスが利用できます

- e-Taxや各種行政手続きのオンライン申請
- 各種民間のオンライン取引など

各種証明書のコンビニ交付が利用できます

自分の都合にあわせて、コンビニで各種証明書を取得できます。(下図参照)※手数料1通200円

かんたん窓口証明書交付が利用できます

本庁市民課で、申請書を書かずにコンビニ交付と同じ証明書が取得できます。※手数料1通300円

マイナンバーカードを使用してコンビニで取得できる証明書(令和3年4月1日現在)

証明書の種類	注意事項	問い合わせ先
住民票の写し	住民票の謄本(世帯全員の住民票)、住民票の抄本(世帯の一部の住民票)。※住民票の除票や改製原住民族票は取得できません。	市民課 TEL(23)8752
印鑑登録証明書	印鑑登録をした方のみ取得できます。	市民課 TEL(23)8752
所得証明書	現年度分・前年度分のみ取得できます。	税務課 TEL(23)8785
住民税決定証明書	現年度分・前年度分のみ取得できます。	税務課 TEL(23)8785

- サービス提供時間…午前6時30分～午後11時(12月29日～1月3日を除く)
- 取扱店舗…セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソンなど
- 交付手数料…1通200円(市民課・支所・出張所窓口での交付は1通300円)
- 必要なもの…マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書(4ケタの暗証番号)
- 注意事項…証明書の発行制限の申出をしている方は、コンビニ交付は利用不可



マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの申請には①申請時来庁方式と②交付時来庁方式の2つの申請方法があります。

なお、カードの発行には、最短で約1か月～1か月半程度かかります。

①申請時来庁方式

申請時に市役所(本庁舎)で手続きを行い、後日、郵送でカードを受け取る申請方法です。

①本人確認書類(顔写真付きのもの)と通知カードを持参し、市民課窓口(本庁舎2階)で申請する。

※必ず申請者本人の来庁が必要です。なお、15歳未満の方、成年被後見人の方が申請する場合は法定代理人もご来庁ください。

※湯津上支所・黒羽支所では申請できません。

※申請の際、必要書類に不備がある場合は「交付時来庁方式」となりますので、再度、受け取りの際に来庁していただけます。

②マイナンバーカードを郵送(本人限定受取郵便など)で受け取る。

②交付時来庁方式

申請後に市役所(本庁舎・各支所)でカードを直接受け取る申請方法です。

①次の①～③いずれかの方法で申請する。

①自宅に届いた申請書を郵送する。

②スマートフォンやパソコンを使用して専用サイトからオンライン申請をする。

③まちなかの証明用写真機から申請する。

②交付通知書(ハガキ)が届いたら、電話で受け取り日時の予約をする。

③交付通知書(ハガキ)、本人確認書類(身分証明書)、通知カードを持参し、申請者本人が市役所市民課または湯津上支所・黒羽支所の窓口でカードを受け取る。

※カードの受け取りは原則申請者本人です。15歳未満の方、成年被後見人の方の受け取りの場合は法定代理人もご来庁ください。

※受け取りは平日または休日交付実施日となります。



市ホームページにマイナンバーカードに関する情報を掲載しています。

- ※「マイナンバーカード(個人番号カード)の交付」
- ※「マイナンバーカード(個人番号カード)の休日交付」
- ※「マイナンバーカード(個人番号カード)の申請補助(交付時来庁方式)」
- ※「マイナンバーカード(個人番号カード)を郵送で受け取る方法(申請時来庁方式)」

